

2017（平成 29）年 7 月 3 日

博士研究員（PD）の募集について

当センターは、2016 年度から、新時代の犯罪学の創生を目的として活動を開始しました。同年 11 月には、文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択され、2017 年度からは「犯罪をめぐる『知』の融合とその体系化」をテーマに、学長のリーダーシップの下、全学事業として、積極的に活動を展開しています。

この度、本センターにおいては、人文・社会・自然の学問分野の枠にとらわれず、多様な専門分野の研究者との共同研究を推進し、新しい犯罪学の創造と発展に寄与していただける博士研究員を下記のとおり募集いたします。

記

1. 募集人数

博士研究員 1 名

2. 所属及び勤務地

龍谷大学 犯罪学研究センター（深草キャンパス）

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

3. 業務内容

文部科学省私立大学研究ブランディング事業「新時代の犯罪学創生プロジェクト～犯罪をめぐる『知』の融合とその体系化～」における調査研究の補助および事業活動全体の支援業務

4. 事業概要

本学は、建学の精神を具現化する重要な活動の一環として、犯罪や非行をおこなった人たちの社会復帰を支援する独自の矯正・保護事業を展開してきた。本事業は、上記の実績を踏まえつつ、犯罪予防と対人支援の視点から、犯罪をめぐる多様な「知」を融合

する新たな犯罪学を体系化するとともに、これを基礎に犯罪現象をめぐる政策群を科学的に再編し、時代の要請に応える担い手を育成する教学システムの将来を展望するものである。

5. 応募資格

(1) 博士の学位を有し、定職に就いていない者

ただし、大学院博士課程に標準年限以上在学後に退学し、博士の学位を取得した者に相当する研究能力を有すると認められる者を含む。

※専門分野は問いません。

(2) 総合科学としての犯罪学の創造と発展に熱意をもち、「龍谷・犯罪学」を国際的ブランドとして確立することに真摯に取り組む意志を有すること。

(3) 本プロジェクトの運営を支えていくために、龍谷大学「博士研究員任用規程」(職務について)に規定する職務を遂行する能力があること。

【以下の能力①～③を有することが望ましい】

- ① 英語等の外国語の運用能力を有する者(海外の研究者または研究機関とのやりとりができる程度の読み書きの能力、基礎的な会話能力を有すること。)
- ② 実証的犯罪学の分野に精通しているもしくは社会調査実施能力を有する者(統計処理能力があることを示す資格証明書等があることが望ましい。)
- ③ 日本語を母語(第一言語)としない場合には、本事業の遂行のためのコミュニケーション能力を有すること。

別添「博士研究員(PD)について(龍谷大学「博士研究員任用規程」抜粋)」準拠。

6. 応募書類

(1) 履歴書(写真貼付のこと)(龍谷大学指定様式)1部

(2) 教育業績・職務実績書(龍谷大学指定様式)1部

(3) 研究業績書(龍谷大学指定様式)1部

○論説・研究ノート等に分類すること

○論文等には、査読の有無を記載すること

○主要な業績3点に◎印を付けること

○使用言語は、日本語、英語、ドイツ語またはフランス語によること

(4) 主要な研究業績3点について各1部(抜き刷り・コピーも可)

(5) 学位記のコピーまたは最終学歴を証明する書類1部

(6) 研究内容、研究計画および志望理由を記した書面1部

(日本語または英語、A4用紙2枚)

※ 提出された書類等は返却しません。予めご了承ください。

7. 提出期限

2017年10月31日（火）【提出期限必着】

※書類選考通過者については、面接を予定しています。

8. 任用期間

2018年4月1日より1年間とする。

※ただし、本プロジェクトの存続期間を超えない範囲で更新する場合があります。

9. 提出先

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

龍谷大学人間・科学・宗教総合研究センター事務室

犯罪学研究センター博士研究員採用係

※封筒の表に「犯罪学研究センター博士研究員応募書類」と朱書きし、必ず「書留郵便」にて郵送してください。

10. お問い合わせ

龍谷大学 人間・科学・宗教総合研究センター事務室

担 当：長岡

電 話：075-645-2154（内線：6355）

E-mail：crimrc2016@ad.ryukoku.ac.jp

ホームページ：http://www.ryukoku.ac.jp/research/crimrc.html

以 上

○博士研究員（PD）について（龍谷大学「博士研究員規程」抜粋）

（資格について）

PDの資格は、博士の学位を有し、原則として定職に就いていない者とします。ただし、人文・社会科学の分野については、大学院研究科博士後期課程に標準修業年限以上の在学後に退学し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者を含むこととします。

（任用期間について）

PDの任用期間は1年とします。ただし、PDが所属する研究プロジェクトの存続期間を超えない範囲でこれを更新することができます。

（職務について）

PDは、研究プロジェクト等又は研究組織の一定の職務を分担し、研究を推進する研究補助者として従事することを職務とします。

（勤務時間等について）

PDの1週間当たりの勤務日は、原則として5日とし、その勤務時間は40時間とします。

（給与について）

- ① PDの給与（月額）は、日本学術振興会特別研究員の当該年度奨励金に準じる額を支給します。
- ② 月の途中において任用された場合又は退職した場合の給与は、発令日を基準として、日割計算で支給します。
- ③ 疾病等により、連続して15日間を超えて勤務できない場合には、給与を減額します。

（通勤手当について）

PDに、通勤手当支給規程に準じて通勤手当を支給します。ただし、その支給額は1ヶ月30,000円を上限とします。